

難病・小慢 合同委員会

R6.12.26

資料 3

資料 3 障害基礎年金等の支給額に合わせた対応について（報告）

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

障害基礎年金等の支給額に合わせた対応について

- 難病・小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、世帯の所得に応じて1か月当たりの医療費の自己負担上限額を設定。そのうち低所得Ⅰと低所得Ⅱについては、**年収80万円以下**※1・2を区分として設定している。
- この基準は、障害基礎年金2級等の支給額（平成16年当時の支給額約795,000円/年）を参考に設定された。
- 障害基礎年金等の額については、国民年金法に基づき、前年の物価スライド等を踏まえ、毎年改定が行われている。

- 今般、物価高等により、令和6年の障害基礎年金2級の支給額が約809,000円/年となったことを踏まえ、低所得Ⅰ・Ⅱの所得区分の基準である年収80万円以下を改正し、障害基礎年金2級等を受給する低所得Ⅰの者の**自己負担額が変わらないよう措置し**、所得区分認定において令和6年の年収を用いる令和7年7月から施行する。
例:令和7年7月～12月に特定医療又は小児慢性特定疾病医療があった場合、年収約809,000円以下を基準として用いる※3。

（参考）市町村民税非課税世帯における所得区分と自己負担上限額（難病の医療費助成制度の例）

指定難病医療費助成制度（単位：円）			
自己負担割合：2割			
	外来+入院		
	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税非課税 （～本人年収80万）	2,500		1,000
低所得Ⅱ 市町村民税非課税 （本人年収80万超～）	5,000		
一般所得Ⅰ 市町村民税課税以上7.1万未満 （年収約160～約370万）	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ 市町村民税7.1万以上25.1万未満 （年収約370～約810万）	20,000	10,000	
上位所得市町村民税 25.1万以上（年収約810万～）	30,000	20,000	

※1 難病の特定医療又は小児慢性特定疾病医療のあった月が1～6月の場合は前々年、7～12月の場合は前年の収入・所得等で判定

※2 障害基礎年金等については収入ベース、その他の収入については所得ベースで計算。

※3 令和8年以降は前年（特定医療等のあった月が1～6月の場合は前々年）に支給された年金額を、国民年金法に基づき計算した額を基準として用いる。

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために

指定難病患者への医療費助成の概要

- 指定難病の患者の医療費の負担軽減を図るとともに、患者データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成している。
- 助成対象者は、①症状が一定程度以上（重症）の者、②軽症だが医療費が一定以上の者としている。

医療費助成の概要

- 対象者の要件
 - ・ 指定難病（※）にかかっており、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度であること。
 - ※①発病の機構が明らかでないこと、②治療方法が確立していないこと、③希少な疾病であること、④長期の療養を必要とすること、⑤患者数が本邦において一定の人数に達しないこと、⑥客観的な診断基準が確立していること、
の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が定めるもの。
 - ・ 指定難病にかかっているが、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度ではない者で、申請月以前の12ヶ月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること。
 - 自己負担
 - 実施主体
 - 国庫負担率
 - 根拠条文
- 患者等の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。
都道府県、指定都市（平成30年度より指定都市へ事務を移譲）
1 / 2（都道府県、指定都市：1 / 2）
難病の患者に対する医療等に関する法律第5条、第31条第1項

対象疾病

110疾病（平成27年1月）→306疾病（平成27年7月）→330疾病（平成29年4月）→331疾病（平成30年4月）→333疾病（令和元年7月）→338疾病（令和3年11月）→341疾病（令和6年4月）

予算額

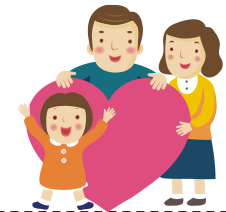
・ 令和6年度予算額 : 128,287百万円

小児慢性特定疾病児童等への医療費助成の概要

- 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、患児データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成している。
- 助成対象者は、原則、18歳未満の児童のうち、症状が一定程度の者としている。

医療費助成の概要

- 対象者の要件
 - ・ 小児慢性特定疾病（※）にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
- ※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。
- ・ 18歳未満の児童であること。（ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）
- 自己負担
 - 実施主体
 - 国庫負担率
 - 根拠条文
- 申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。
都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）
児童福祉法第19条の2、第53条



対象疾患群

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| ① 悪性新生物 | ⑦ 糖尿病 | ⑬ 染色体又は遺伝子 |
| ② 慢性腎疾患 | ⑧ 先天性代謝異常 | に変化を伴う症候群 |
| ③ 慢性呼吸器疾患 | ⑨ 血液疾患 | ⑭ 皮膚疾患 |
| ④ 慢性心疾患 | ⑩ 免疫疾患 | ⑮ 骨系統疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 | ⑯ 脈管系疾患 |
| ⑥ 膠原病 | ⑫ 慢性消化器疾患 | |

対象疾病

- ・ 対象疾病数：788疾病（16疾患群）

予算額

- ・ 令和6年度予算額：17,161百万円

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の自己負担額（月額）について

指定難病医療費助成制度			
(単位：円)			
自己負担割合：2割			
	外来+入院		
	一般	高額かつ 長期※1	人工呼吸器等 装着者
生活保護	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税非課税 (～本人年収80万)	2,500		1,000
低所得Ⅱ 市町村民税非課税 (本人年収80万超～)	5,000		
一般所得Ⅰ 市町村民税課税以上 7.1万未満 (年収約160～約370万)	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ 市町村民税 7.1万以上25.1万未満 (年収約370～約810万)	20,000	10,000	
上位所得市町村民税 25.1万以上 (年収約810万～)	30,000	20,000	
食費：全額自己負担			

小児慢性特定疾病に係る医療費助成			
(単位：円)			
自己負担割合：2割			
	外来+入院		
	一般	重症※2	人工呼吸器等装着者
生活保護	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税非課税 (～本人年収80万)	1,250		500
低所得Ⅱ 市町村民税非課税 (本人年収80万超～)	2,500		
一般所得Ⅰ 市町村民税課税以上 7.1万未満 (年収約200～約430万)	5,000	2,500	
一般所得Ⅱ 市町村民税 7.1万以上25.1万未満 (年収約430～約850万)	10,000	5,000	
上位所得市町村民税 25.1万以上 (年収約850万～)	15,000	10,000	
食費：1／2を自己負担			

※1 高額かつ長期：医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合

※2 重症：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円／月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円／月）を超える月が年間6回以上ある場合）
②重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。